

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令案」の概要

1. 概要

第 204 回通常国会において成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）の施行期日について、次の 2 点を定めるものである。

	項目	施行日
①	整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行期日（オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日）	令和 4 年 1 月 1 日
②	整備法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定（個人情報保護制度の見直しに係る規定に限る。）の施行期日（整備法の規定のうち、整備法第 50 条の規定による個人情報保護法の改正、整備法附則第 2 条の規定による行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の廃止並びにこれらに伴う関係法律の改正に係る規定の施行日）	令和 4 年 4 月 1 日

2. 施行期日を上記のとおり定める理由

(1) 施行期日①について

施行期日①については、整備法の公布の日（令和 3 年 5 月 19 日）から起算して 9 月を超えない範囲内において定める必要がある。

この点、後記（2）のとおり施行期日②を令和 4 年 4 月 1 日とすることを受け、オプトアウト手続による個人データの第三者提供を行う者における準備期間の確保等の観点から、施行期日①について、令和 4 年 1 月 1 日とすることとする。

(2) 施行期日②について

施行期日②については、整備法の公布の日（令和 3 年 5 月 19 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において定める必要がある。

施行期日②を定めるに当たっては、整備法第 50 条等の規定による改正が国の行政機関及び独立行政法人等並びに学術研究機関等に広く影響を及ぼすため、施行までに十分な準備期間を設けつつ、国の行政機関及び独立行政法人等にとって事業年度の初日となる令和 4 年 4 月 1 日とすることとする。

※ 施行期日②については、整備法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定のうち、個人情報保護制度の見直しに係る規定のみを対象としている。なお、整備法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定のうち整備法附則第 44 条の規定については、(i) 個人情報保護制度の見直しに係る改正と (ii) これに関係のない改正の両方が含まれているところ、施行期日②としては (i) のみを対象とすることとする。

<参照条文>

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五～十 (略)